

第5章 役員・幹事・サポーターの職務

- 第8条 町内会長(以下、「会長」と言う)は、本会を代表し会務を総括する。
- 第9条 町内副会長(以下、「副会長」と言う)は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。副会長は、各マンションの代表がこの任に当たり、自マンションの意見集約に努める。
- 第10条 会計は、本会の財務、収支の経理事務全般を担当する。
- 第11条 事務局長は、総会、役員会、幹事会の議事運営を行う。
- 第12条 会計監査は、本会の財産、収支の経理監査を行い、その結果を幹事会並びに総会に報告する。
- 第13条 顧問は、本会の相談に応じ会務の運営に協力する。
- 第14条 常任幹事は3事業部の各部長がこの任に当たり、部の運営・促進に関する事項を担当する。
- 第15条 幹事は、一般枠・推薦枠から選出し、幹事会に出席し、議決権を行使と共に、3事業部に所属し、業務を遂行する。
- 第16条 3事業部の各部長は、担当事業部の事業計画を立案し事業を推進する。
- 第17条 サポーターは、幹事会の要請により事業のスタッフとして協力する。

第6章 役員・幹事・サポーターの選出

- 第18条 会長、副会長、会計、事務局長、会計監査は、幹事会で推薦された者を総会の承認により選出する。会長、副会長、会計、事務局長、会計監査が総会で選出できない場合は、新しい幹事会の中から互選により選出できる。
幹事は、一般枠幹事・推薦枠幹事からなる。一般枠幹事は、マンション毎に、合議により3名ずつ選出する。推薦枠幹事は、自薦、他薦の中から、幹事会で協議し総会の承認により選出する。
- 第19条 事業部の部長は幹事会で決定する。
- 第20条 サポーターは、一般公募(自薦)又は推薦により、幹事会で決定する
- 第21条 顧問は、幹事会の推薦により置くことが出来る。

第7章 役員・幹事・サポーターの任期

- 第22条 会長、副会長、会計、事務局長、会計監査、常任幹事、幹事、サポーターの任期は2ケ年とし、定期総会の翌日から定期総会終了日までとする。但し、再任を妨げない。定期総会は、毎年、会計年度終了日(1月31日)から2ヶ月以内に開催する。
- 第23条 本会の役員に欠員が生じた時は、幹事会で選出出来る。
- 第24条 補充による役員の任期は、前任者の残存期間とする。但し、再任を妨げない。